

## 仕様書

- 1 件名 秋田公共職業安定所外 6 所の高圧機器（高圧引込ケーブル、LBS、PAS等）更新一式
- 2 目的 変圧器絶縁油の交換及び高圧ケーブル・LBS・PAS等の交換作業
- 3 履行場所 秋田公共職業安定所（秋田市茨島1丁目12-16）  
大館公共職業安定所鷹巣出張所（北秋田市鷹巣字東中袋26-1）  
大曲公共職業安定所（大仙市大曲住吉町33-3）  
大曲公共職業安定所角館出張所（仙北市角館町小館32-3）  
本荘公共職業安定所（由利本荘市石脇字田尻野18-1）  
横手公共職業安定所（横手市旭川1丁目2-26）  
湯沢公共職業安定所（湯沢市清水町4丁目4-3）
- 4 履行期間 契約日から令和7年3月21日（金）まで
- 5 仕様等

（1）履行場所及び内容

項目	規格	数量	単位
<b>【秋田公共職業安定所】</b>	<b>【変圧器絶縁油交換工事】</b>		
絶縁油新油	変圧器1Φ75kVA（交換用新油）	60	L
絶縁油新油	変圧器3Φ75kVA（交換用新油）	80	L
変圧器内洗浄油	交換用新油	28	L
絶縁油交換作業費		1	式
廃油処理費		1	式
機器損料	ポンプ／ホース等	1	式
廃油回収用ドラム缶		1	式
運搬・消耗品費		1	式
微量PCB含有検査費		2	検体
データ作成費		1	式
電気主任技術者立会費		1	式
諸経費		1	式

【大館公共職業安定所鷹巣出張所】	【低圧進相コンデンサ等交換工事】		
低圧進相コンデンサ	16.0/19.1kvar（三相△結線）	1	台
低圧進相コンデンサ	10.6/12.8kvar（三相△結線）	1	台
低圧進相コンデンサ用リアクトル	0.957kvar（三相HDRY）	1	台
低圧進相コンデンサ用リアクトル	0.638kvar（三相HDRY）	1	台
交換作業費		1	式
配線・消耗品費		1	式
廃棄処分費		1	式
データ作成費		1	式
交通運搬費		1	式
電気主任技術者工事立会費		1	式
諸経費		1	式
【大曲公共職業安定所】	【高圧負荷開閉器（LBS）及び変圧器絶縁油交換工事】		
高圧負荷開閉器（LBS）	7.2kV 200A	1	台
同上用高圧ヒューズ（PF）	G40A（予備品3本含む）	6	本
同上用絶縁バリア		1	式
固定用支持材		1	式
交換工事費		1	式
配線・消耗品費		1	式
耐圧試験費		1	式
廃棄処分費		1	式
絶縁油新油	変圧器1Φ50kVA（交換用新油）	51	L
絶縁油新油	変圧器3Φ50kVA（交換用新油）	44	L
変圧器内洗浄油	交換用新油	19	L
絶縁油交換作業費		1	式
廃油処理費		1	式
機器損料		1	式
廃油回収用ドラム缶		1	式
運搬・消耗品費		1	式
微量PCB含有量検査費		2	検体
データ作成費		1	式
電気主任技術者工事立会費		1	式
諸経費		1	式
【大曲公共職業安定所角館出張所】	【高圧負荷開閉器（LBS）及び高圧進相コンデンサ取替工事】		

高圧負荷開閉器 (LBS)	7.2kV 200A	1	台
同上限流ヒューズ	G30A	6	本
同上相間バリア		1	組
取付支持材		1	式
高圧進相コンデンサ	26.6kvar	1	台
雑材消耗品		1	式
取付作業費		1	式
交流耐圧試験費		1	式
撤去品処分費		1	式
PCB含有検査費		1	検体
電気主任技術者立会費		1	式
データ作成費		1	式
諸経費		1	式
<b>【本荘公共職業安定所】</b>	<b>【高圧気中開閉器 (PAS) 及び高圧負荷開閉器 (LBS) 更新】</b>		
高圧気中開閉器 (PAS)	7.2kV 200A VT・LA内蔵	1	台
電線接続材		1	式
雑材消耗品		1	式
高圧負荷開閉器 (LBS)	7.2kV 200A	1	台
同上限流ヒューズ	G30A	6	本
同上相間バリア		1	組
取付支持材		1	式
交流耐圧試験費		1	式
保護継電器試験費		1	式
データ作成費		1	式
廃材撤去処分費		1	式
交通運搬費		1	式
安全管理費		1	式
交換作業費		1	式
電気主任技術者立会費		1	式
諸経費		1	式
東北電力諸工料		1	式
東北電力申請手数料		1	式
<b>【横手公共職業安定所】</b>	<b>【高圧機器交換工事 (SC、SR)】</b>		
高圧進相コンデンサ	31.9kvar 50Hz	1	台

直列リアクトル	1.91kvar 6%	1	台
取替作業		1	式
機器取付ベース加工費		1	式
配線部材		1	式
雑材消耗品		1	式
重量物搬入搬出作業費		1	式
交流耐圧試験費		1	式
廃棄処分費		1	式
交通移動費		1	式
微量PCB含有検査費	リアクトル	1	式
微量PCB含有検査費	コンデンサ	1	式
事前サンプリングによる停電立会費	リアクトル	0.5	日
データ作成費		1	式
電気主任技術者立会費	工事当日	1	式
諸経費		1	式
<b>【湯沢公共職業安定所】</b>	<b>【高圧引込ケーブル及び絶縁油交換工事】</b>		
6600V高圧電線	CVT 38sq	23	m
同上施設材		1	式
同上屋内端末処理材		1	組
同上屋外端末処理材		1	組
雑材消耗品費		1	式
高所作業車		1	式
旧ケーブル撤去作業費及び処分費		1	式
新ケーブル施設作業費	事前作業費含む	1	式
使用前耐圧試験費		1	式
絶縁油新油	変圧器1Φ20kVA（交換用新油）	22	L
絶縁油新油	変圧器3Φ50kVA（交換用新油）	41	L
変圧器内洗浄油	交換用新油	13	L
絶縁油交換作業費		1	式
廃油処理費		1	式
機器損料	ポンプ／ホース等	1	式
廃油回収用ドラム缶		1	式
微量PCB含有検査費		2	検体

データ作成費		1	式
運搬・消耗品費		1	式
電気主任技術者立会費		1	式
諸経費		1	式
※交換機器は既存機器条件以上のものとする。			
※使用区域図・単線結線図については別添を参照。			

- (2) 作業日については土日祝日で作業を行うこととし、電力供給事業者と調整の必要があることから、契約後速やかに下記6 (3) の現場責任者と調整のうえ作業予定日を決定すること。
- (3) 電気主任技術者を工事に立ち合わせること。
- (4) 耐圧試験及び保護継電器試験を実施すること。
- (5) 電力供給事業者への各種申請手続き（工事諸工料の支払いを含む）を行うこと。
- (6) 提出書類 写真（履行前、履行後）
- (7) 設置環境及び設置後に他の設備に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。  
また、損傷する恐れのある個所には、適切に養生を施すこと。
- (8) 受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記6 (3) の現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。
- (9) 撤去材等については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (10) 労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところに従い、工事の安全に留意し、施工に伴う災害、事故の防止に努めること。

## 6 その他

- (1) 適正に業務を行えるか必ず現地を調査したうえで、入札書を提出すること。
- (2) 入札金額には、電力供給事業者に支払う工事諸工料、準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去材処分費等の本契約に係る全ての経費を含むこと。
- (3) 現場確認及び作業日時は下記現場責任者と調整のうえ決定すること。
- |                |     |    |                        |
|----------------|-----|----|------------------------|
| 秋田公共職業安定所      | 庶務課 | 鈴木 | TEL 018-864-4111 (51#) |
| 大館公共職業安定所鷹巣出張所 |     | 松岡 | TEL 0186-60-1586       |
| 大曲公共職業安定所      | 管理課 | 佐藤 | TEL 0187-63-0335       |
| 大曲公共職業安定所角館出張所 | 業務係 | 安保 | TEL 0187-54-2434       |
| 本荘公共職業安定所      | 管理課 | 茂木 | TEL 0184-22-3421       |
| 横手公共職業安定所      | 管理課 | 佐藤 | TEL 0182-32-1165       |
| 湯沢公共職業安定所      | 管理課 | 佐藤 | TEL 0183-73-6117       |
- (4) 仕様に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

秋田労働局総務部総務課 会計第三係 長尾 TEL 018-862-6681

(5) 再委託については、別紙1のとおりとする。

- 7 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ決定する。

## 再委託についての要件

### 1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。  
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

### 2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

### 3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
  - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。